

広島市告示(佐伯区) 第23号

令和7年3月17日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定により、公共下水道敷と海老園第六公園との兼用工作物の管理の方法について、変更協議が成立したため、同条第2項の規定により公示します。

その関係書類は、令和7年3月17日から令和7年4月1日まで、佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實